

岡本の国会での質問

165-衆-農林水産委員会-3号 平成18年10月25日

○西川委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

きょうは、松岡大臣と初めて議論させていただく場でございます。

まずは、松岡大臣、御就任おめでとうございます。

これからいろいろ議論させていただきますのは、農林水産大臣としての松岡先生のお考え、そしてもちろん、松岡先生がこれまで政治活動を続けてこられた中で感じてこられたさまざまな思い、感想を含めて、ぜひ率直な忌憚のないお話を、大臣を主にしてお答えをいただきたいというふうに思っております。

まずは、冒頭、先ほど我が党の福田委員からの質問がありましたが、もう一度確認をさせていただきたい。

北朝鮮の核実験を受けて、非核三原則を我が国は堅持していく、私はこれも大いに賛成でありますけれども、この趣旨を踏まえている中で、同じ閣内の麻生外務大臣が、核保有についての議論をすることをちゅうちょしないという趣旨の発言をされております。松岡大臣としては、日本の核保有について議論をするということ自体については御賛成なのか、それとも議論をするまでもないとお考えなのか、その点をはっきりお答えいただきたいと思います。

○松岡国務大臣 岡本先生には、冒頭、私にお祝いも言っていたかましまして、また、今日までの政治家としてのいろいろな経験等も踏まえて忌憚のない答えといえますか話をするようにということで、大変ありがたいそういうお言葉をいただきました。まずそのことに心から感謝を申し上げます。

今の核の問題でございますが、先ほど福田先生にもお答えいたしましたとおりでございます、私は、日本は非核三原則、国是である、これに尽きると思っております。そして、そのことをどう議論するかということは、これはいろいろな人がいろいろな思いがあつていいんだろうと思っておりますが、私ども、今内閣におるわけでありまして、そういった観点からは、この非核三原則は国是であるということ、もうそれが基本であるということ、それをもって私は、それ以外のことは私としては申し上げるつもりはないという思いでありまして、麻生外務大臣がどのような言い方をされたかというのは、報道ではちらっと聞いておりますが、正確な意味で確認をしておりますので、それに対するコメントは、大変申しわけないんですが、差し控えさせていただきたいと思っております。

○岡本(充)委員 大臣個人としてのお考えを今聞かせていただいたということで、結構でございます。

それでは、まずは農林水産大臣の所信として、先般の委員会で御発言をいただきました所信について、少し私なりに御質問をしたいと思っております。

まず最初に、大臣、もしペーパー、もしくは御記憶があれば結構でございますが、農林水産委員会で配られましたペーパーでいきますと二ページ目に当たります。今の農林水産の抱えるさまざまな課題、大きな転換期だという中で、固定観念にとらわれることなく、これまでの政策を徹底して点検、検証する、こういうふうに言われております。大臣が言われるこの固定観念というのは、一体どういうことを指されているんでしょうか。

○松岡国務大臣 これは基本的に言いますと、まず、我が国の農政というものがどういうスタンスであったかということも、先ほど来、きょうは与党の先生方からも御指摘がございましたけれども、日本の農業は守らなければならないという守りを基本にしてやってきた、これが一つあると思っております。そ

して、食料生産というものは国内の需要を賄うんだ、こういったことがやはり基本にあったんだろうと思います。

そして、そういう意味では、海外にということは、これはなかなかみんな思いつかなかったし、考えつかなくった。そして、日本の農産物が外国の農産物と競争して勝てるなんということはあり得ないという思いも皆さん強かったのではないか、こういこともございますし、それからまた、農業が、食料生産以外のものが何かあるのか、こういことについても、やはりそれは食料生産が基本で、それ以外のことは余り思いつかなかったのではないか、こういこともまたあると思います。

それから、農地というものは、これはもう本当に先祖伝来、大事なもので、なかなか手放せない、こういような意識、認識の強かったこともまた現実だと思ひます。そういった中で、そうい所有権や権利の移転を伴わない形で、何か農地の集約とかそういものが図られることはないのかどうか、こうい点も新たな観点で考えていくことが必要だったのではないか、こういふうに思っておりますし、それから、いろいろな改革を進めておりますけれども、今まで進めてきた中で、まだまだ思いつかなかった点、考えつかなくった点、見落としておった点、そういことがあるかないか、全般にわたってお互い点検、検証しようじゃないか、こういこととございます。

そして、生産者の方におかれましても、例えば、肥育技術、岡本先生はお医者さんですから、牛の肥育技術というものをどう思っておられるかわかりませんが、これも日本の農家からすると、当たり前にただ養っている。ところが、何といっても松阪牛という世界で一番すごい、神戸牛もそうですが、霜降り牛肉ができるようになった。ああいう育て方なんといのは、工業の技術も及ばないような、ある意味ではすばらしい技術なんですね。

だから、そういことも、今までそんなすごい技術だと皆さん思っておったかどうか、自分たちはこんなどこにもないすばらしい技術を持っているんだ、この技術が武器にならないはずがない、そういいろいろなことをやはり思ったらどうか。これは言うに切りがありませんのでそれ以上言いませんが、そのよう思いを込めて、固定観念にとらわれることなく、あらゆる観点から点検、検証を行う、こうい意味とございます。

○岡本(充)委員 大臣の御答弁いただきましたけれども、例えば海外への攻めの農業だとか、それから土地の集約化、権利移転の問題、これまでも議論をされてきている話でありますし、私は、それを上回る斬新なアイデアをまたひとつお出しただければと思っておるわけあります。

続きまして、この五ページ目に当たります、まさに安倍内閣のキーワードの一つとも言える再チャレンジ支援ということとありますけれども、これまでも新規就農の施策、またさまざまな法律、この委員会でも議論をしてまいりました。そうい新規就農という観点でさらに積極的な施策を御展開される、これまでの、既存にはなかつた、先ほどは既存のお話をいただきましたけれども、これまでになかつた何らかの施策を大臣もしくは農林水産省としてお考えなのかどうか、それについて、大臣にお伺ひします。大臣所信です。

○松岡国務大臣 これまでも、例えば青年就農法というものを改正いたしまして青年等と「等」をつけた法律とございますが、このときも、とにかく今までにない人たちにこれはやってもらおうと。ですから、人生設計としても、自分のおやじさんが、八十ぐらいまで、今は頑張れる人は頑張る人がいますから、そうすると、息子さんが五十五かそのくらいで定年になつたとして、それから帰っていても後継ぎができる。こういような意味も含めて、私は定年になつてからの定年就農ということも言つたんですが、そのときの官房長が、いや、定年といのは余りごろがよくないから、やはり青年に「等」を加えて「等」でいいんじゃないですかと。

このときは、県の特認があれば六十四歳まで新規就農として認める、そして新規就農としての支援をする、こういこともやつたわけとありますが、これからは、この新規就農という面におきましても、私どもは、法人経営への参加や、また今やっております新規就農に対しての助成の充実、こういことも考えていく。何より、やはり担い手に集中化、重点化、効率化を図つて、そして、担い

手がより多く頑張っていける、こういったことをやっていこうと。

それで、再チャレンジというのは、意味ではこういうふうな意味も私どもは持っております、農業、林業、水産業というのは他の工業に比べまして高度経済成長のもとでは随分おくれた方に回らされた。そして、今、農村も担い手がいないというようなそういう状況に置かれている。だから、そういう姿全体が再チャレンジだ、こういうことございまして、したがって、今申し上げましたようなことを総合的にとらえてこれからやっていこう、こういうことございまして。

○岡本(充)委員 新規就農、いわゆる他産業における再チャレンジを必要とする方からの新規就農の問題のみならず、農業というのは毎年毎年、まさにチャレンジをされているわけでありまして、けれども、こういった今の既存の農家の皆様方の中にも再チャレンジをしたいと思われる方もみえると思います。そういう方、担い手に集約をするというお考えは、そういう意味でいうと、再チャレンジをしたいという方への支援には必ずしもつながらないということは、私はお話をしておきたいというふうに思います。

続いて十ページ目ですけれども、食料の自給率の話、先ほど福田委員と話を大分されましたが、絵にかけないもちだ、一〇〇%は絵にかけないんだと言われましたけれども、では、農林水産省、平成二十七年に四五%だという目標値は私も承知をしております、大臣の思いとして、日本の食料自給率というのは、将来、一体どこら辺までは上げられるのか、上げなきゃいけないのか、もしくは現状維持が精いっぱいなのか、どうお考えなのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○松岡国務大臣 この四五%をつくったときの党の私は責任者でございました。あれは平成十二年ごろだったか、ちょっと確かな年次をぱっと今、もし間違っていたらお許しいただきたいんですが、そのとき、最初は当然、我々は黙って半分だ、こういう思いからいろいろな検討、議論をした。篠原先生なんかが一番詳しいんだと思うんですが、議論をした。当然五割は当たり前で最初のスタート台に持っていこう、そして、そこをスタートにやろう。ところが、今のこの現状、四一%からそれをやっといういろいろ計算してみますと、とてもじゃないが、どんな可能性を検討しても、これは物理的にも、それから食生活の内容的にも簡単なものじゃない。したがって、まず四五%を目指そうというのが最終結論になって、これにはもう本当に大変な議論をいたしました。

そこで、とにかく四五%を目指そう、こういうことになったんですが、やはり分母と分子ですから、食生活のあり方もある、そういうことで、あの当時、日本型食生活の指針というのをつくりました。そして、日本型食生活というものをつかって、それによって食べる方を考え、そして生産する方をまた整え、それによって食料自給率をふやしていこう、簡単に言うとそういうような構図だったんです。

だから、今、岡本先生が御指摘の、個人としてはどうかということにつきましては、それをだれよりもいろいろ議論してやりましたがゆえ、難しさというのは非常にわかり過ぎているものですから、まずは四五%。そして、いずれ、いつとは言いませんが、できれば五割を目指したい。いざというときは半分はある。そして、これはもし輸出がもっとふえてくれば、輸出も自給率にカウントされますから、当然のことながら、それによってまた自給率が伸びる。だから、これは、生産があつて胃袋が小さくなっていけば自給率は減りますから、どうしても胃袋もほかに求めておかなきゃならない、こういった点でいいますと、輸出は非常に重要なポイントだ、こう思っております。

だから、将来的にはというと、それは、オーストラリアの二三〇とか、アメリカの一七〇とかいうのは、あれだけの土地があつて、もうそれはどれほどでも生産できるという中で、まさに最大の輸出産業としてやっているわけで、自給率というよりも、それはもう販売するためにあれはやっておられるわけでありまして、あれは土地条件、いろいろなその他の物理条件からいって日本は無理であります。先進国、イギリスやドイツが七〇とか九〇とかいう数字ですが、そこまでは日本としてはこの山国でなかなか達成は難しいと思いますが、せめて将来は最低五割は目指したいというのが、私は、個人的にも内容がわかっているがゆえに、そこまでしか言えないというのが実感でございます。

○岡本(充)委員 今、大臣がくしくもおっしゃられましたように、輸出も食料自給率にカウントをさ

れます。大臣は物理的に無理だと言われますけれども、当時の、先ほども固定観念を打ち破って議論されるという話でありますから、大臣、物理的に無理だという固定観念はぜひ取り除いていただいて御議論をいただきたいというふうに思うわけでございます。

続きまして、WTO、FTA交渉についての話をさせていただきたいと思っております。

大臣は、所信で、攻めるところは攻める、譲るところは譲る、守るところは守る、大臣はどこに力点を置かれてこの発言をされましたかはきっと心の中におありだと思いますが、外交交渉ですから、その手のうちをつまびらかにこの場で明らかにするのは得策でないのは私も十分承知をしています。

そういった中で、WTOドーハ・ラウンド交渉が七月二十四日以来中断を続けております。この再開のめどがなかなか立ちません。そういった一方で、FTA交渉、EPA、こちらの方について、個別の二国間交渉は、日本も東南アジアや湾岸諸国などを中心に交渉を今継続中と私は認識をしております。

そういった中で、大臣の思いとしては、このWTO交渉、もちろん、二兎を追うと言われるかもしれませんが、今、交渉を中断する中でありますが、FTA交渉に少し今力点を置いて、この時間の中で交渉を進めていこうというふうなお考えなのか、いやいや、それとも、あくまでも多国間貿易交渉を通じて枠組みをきちっと作りながら、もっと言えば、自由貿易を目指すのかどうかも含めてどのようにお考えなのかを、つまり、力点をWTOの方に置いてドーハ・ラウンドの再開に力点を置かれる、そういうふうなお考えか、いや、ほかの諸国、EUや米国、またG 10やG 20などの動きをにらみながら、しばしの間は、少しこの間にFTA交渉を進めるというふうなお考えなのか、この辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○松岡国務大臣 まず、WTOとFTAとどちらが大事かということにつきましては、これは一概に言えない。といいますのは、やはりWTOというのは多国間の、これは世界全体の取り決めですから、そういう大きな土俵というか、一つの基準、世界全体の貿易の基準、これはやはりどうしても必要なんだろう。でないと、ばらばらになってしまえば、それこそ統制がとれなくなりますね。これはもう世界全体の共通の利益というのは目指せなくなりますから、WTOは何としても成功させなきゃならないものだろう。

ただ、このWTOの交渉に臨む立場も、同じ国でありながらそれは分野によって違うわけです。日本は農産物、農産物の分野と、非農産物、NAMAと言っていますが、これは工業製品が中心で、林産物も水産物も非農産物ですから実はこっちに入ってしまった、NAMAの世界に入ってしまった。そして、農産物は農産物。わかりやすく言えば、工業製品の世界では日本は世界の中のどの国よりも一番行け行けどんどんで攻めているわけです。もっとよこせ、もっとよこせ。そうすると、我々は今まで農産物はどうだったかという、いやいや、困る、いや、困るということであって、外国から見ると、あなたたちはおかしいじゃないか、こっちではどンドンやって、こっちはちょっと待って、困る、困ると言っている。正直言って、交渉の内容がそういう性格のものなわけがあります。

ですから、我々としては、私は農林水産大臣ですから、世界最大の食料輸入国という日本の立場もございまして、そういう中で、日本のこの農業を、農産物をどうしっかりと利益を、メリットを守っていくか、こういうことは私の役割であります。

そこで、今、WTOの中でも、守りよりもこれからはひとつ攻めようと。だから、日本が攻めるなんて向こうは思ってもいない、考えてもいない、ある意味ではそういう認識だと思います。その中で、私どもも、先ほどのSPS協定ではありませんが、やはりこの衛生条件をもって極端に貿易を制限するようなことはおかしい。だから、先ほどはこれをパネルで、裁判で争ってでもやったらどうかという話がありましたが、そこに行くまでに話し合いで解決したいと思っておりますけれども、今は、WTOの世界でも我々は攻めを基本にして、そして勝ち取るものを少しでも多く勝ち取れるような、それによって自給率も上がり、日本の農産物、農業、なにかんづく農村も発展ができるような、そういう方向と可能性をひとつ目指してやっていこう、こう思っています。そういう限りにおいては、WTO全体と

しては成功させなければならないと思っています。

もう一つ、FTAは、これはギブ・アンド・テークです。我々としても農産物の世界で、よその国は、日本は工業で利益を上げるから農業は譲れよ、こういうことが今まで基本でFTAも求められてきたと思っています。私は言っています、それは違う、農産物なら農産物、その世界にあってもギブ・アンド・テークだ、我々にとって何のメリットがあるのか、我々から見たらどういう農産物があなたの国に行って利益を上げることができるのか、その見合いにおいてこちらあなた方との受け入れを考える、こういうことを基本スタンスで、何が勝ち取れるか、そういうことと見合いに相手との関係も考えていこうと。

これは農産物の世界でありまして、日本全体のFTAということになると、関係閣僚がいっぱいおりまして、そこで、総理が本部長ですから、全体の利益を考えての判断ということになると思いますが、私は、私の農林水産大臣としての分野ではそのような考えで臨みたいと思っています。

○岡本(充)委員 そういった中、もちろん安倍総理は、九月二十九日の所信表明演説の中で、ドーハ・ラウンドの再開に尽力をしていく旨の御発言をされております。松岡大臣としては、そういった中で、同じ農業輸入国であるグループ10のノルウェーや韓国、スイスなどといった国々の農林水産大臣とは、もう既に意見交換なり今後の交渉再開に向けての話は電話等ではされているのでしょうか、すべての国と。

○松岡国務大臣 そのお答えの前に、ちょっと先ほどのことを簡潔に申し上げますと、どっちみち貿易というものはお互い必要であります。そのときに、入ると出すのとのこれは差し引きでございますが、今までは入る一方が多かった。今後は出す方もより多くして、こちらの農業の発展、農産物のやはり販売の増大、そのための場を求めていきたい。それはWTOの世界で勝ち取らないことには勝ち取れない。したがって、積極的にWTO交渉にも臨んでいく、再開も目指す、農産物の分野としてもそういう考え方でおります。

そこで、では今の打開をするために、同じような国との関係をどう思っているかということですが、インドのナート大臣とは、もともとお互いよく知っている仲でありまして、何度も話をしておりますが、大臣になってからは初めてですが、先般、電話会談をいたしました。そして、お互い共通の利益をしっかりと守っていこうと。

それから、ノルウェーの大臣とも、これはG10、今ノルウェーは再開に向けて六カ国のリーダーになっているいろいろやっていますから、電話会談であります。そこでも話をいたしました。そして、それこそ共通の利益、目標に向かってしっかり連携していこう、こういう話をいたしましたところでありまして、近々またEUやフランスや、そういった国々の方々ともお会いをして話をしたいと思っています。

あと、一番ポイントになりますアメリカとか、そういったところとはまだこれからであります。

○岡本(充)委員 そのほかのグループ10、G10の農林水産を所管する大臣とはまだ電話会談されていないという認識でよろしいですね。(松岡国務大臣「ノルウェー以外」と呼ぶ)ノルウェー以外。(松岡国務大臣「まだほかはしておりません。近々に」と呼ぶ)はい。

それでは、ぜひ、そういう同じ利益をともにするであろう国々ともしっかり連携をとって交渉に当たっていただきたいと思う次第であります。

ここで、大臣の所信から少し話を外させていただいて、一、二点この委員会で改めてのお願いをしておきたいことがあります。ここから先は、しばらくの間は事務方の御答弁でも結構でございます。

まず一点目は、私がこの夏、地元を回っていて聞いた話でありまして、農地転用にかかわる農業委員の職務についてであります。

まず、端的にお伺いしたいんですが、農業委員がその職務権限もしくは農地転用にかかわるさまざまな案件に絡んで何らかの金品をもらおうと、これは収賄罪に当たるのかどうか。これは、もちろん法務省に聞かなければいけません。法の精神としてどのように解釈されるのか、御答弁をい

ただきたい。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

農業委員会は、農地の権利移動等の許可、転用許可等を行う事務を行っているわけでございますけれども、このような業務に携わっております農業委員は、法律上、特別職の地方公務員ということに位置づけられております。したがって、このような公務員が職務の遂行に關しまして金品を授受した場合、さまざまな例等があるわけでありまして、場合によっては収賄罪が成立する、また、そのような事例もございます。

また、収賄罪に当たらない場合でございまして、こういったような職務の遂行に關しまして誤解を招くおそれのあるような行為は厳に慎むべきものというふうと考えております。

○岡本(充)委員 そういった中で、私も一、二事例を伺っていますと、農業委員会への謝礼、金品、委員長へのさまざまな意味での、そういった収賄を疑わなければいけないかもしれないような行為等が行われているやに聞くこともありましたけれども、こういった実態について、農林水産省としてはこれまで調査をされたことがあるか、もしくは、今後こういったこと、厳に慎まなければならない行為でありますから、私は一、二聞いておりますけれども、それについて、もし今把握をされていないのであれば、どういった方法かはお任せをしますが、お調べをされる、そんな御意向はおありか、お答えいただきたいと思っております。

○高橋政府参考人 先ほどもお答えいたしましたように、農業委員が農地法に基づきます権利移動の許可あるいは転用許可の申請に係ります業務等に関しまして金品の授受ということがありました場合には、これまでも収賄罪の成立ということが行われた事例があったことは把握しているところでございます。

また同様に、このような収賄罪の成立ということではないにいたしましても、金品をその職務に關しまして受け取るような、国民の誤解を受けるようなものにつきましては厳に慎まなくてはならないということでございます。

これまでも、このような事態が起こりませんように、農業委員に対しましては、その職務倫理の徹底について真摯な自覚を促す、あるいは、公正な職務の遂行ということにつきまして、さまざまな機会を通じまして徹底してまいったところでございます。

なお、今委員御指摘のような金品授受調査ということにつきましては、例えば調査を行う根拠でございましてかあるいはその妥当性等、さまざまな課題があるというふうに思っております、この点につきましては慎重に判断をしなければならないのではないかと考えております。

ただ、いずれにいたしましても、御指摘のような事態、本当にそのようなことがあるようであれば、やはりきちんとした形で指導徹底を図ってまいらなければならないというふうに考えております。

○岡本(充)委員 個別の案件でこういう事案があった、ああいう事案があったということではなくて、そういう事案が私が回っている範囲でも聞こえる、もしくは、恐らくはここに見える多くの委員の地元でもそういう話が聞こえてくることではないかと思うんですね。私は、そういう意味で、指導の徹底を再度図るのか、もしくは、本当にそういうことがあるかないかを、その根拠と言いますけれども、それは強制手段を伴わなくても調査をすることは不可能ではないはずであります、ぜひ検討をしていただきたいというふうに考えているわけでありまして。

その点について、検討はしていただけるのかどうかをお答えいただけますか。

○高橋政府参考人 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、現実に収賄罪というようなことが適用された事例が過去にあったことは私どもも承知しております、捜査機関等々との関係におきましても、このような場合には適切な協力関係を図ってきたところでございます。

今申し上げましたように、やはりこういうような事態が生じないように、国民の誤解を招くような事態

が生じないよう、農業委員に対しまして、職務倫理の徹底、真摯な自覚を促すということにつきましては引き続き徹底をしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、先ほど来申し上げておりますような、そういったような調査ということにつきましては、やはりその根拠あるいは妥当性等、慎重に検討しなければならないというふうに考えているところでございます。

○岡本(充)委員 検討はしていただけるということですね。

続きまして、土地改良区の実施をしている事業の中で特に国が直轄をする事業、幾つかあるわけですが、例えば農業農村整備事業、国の直轄事業が、きのうヒアリングをさせていただきましたところ、年間およそ二千八百億前後あると。こういった事業の中で随意契約が一体何件あるのか、また、その中でもどういった案件が随意契約になっているか、また、その多い方から十件ないし二十件をきちっとリストを出してくださいという話をしましたら、八月から随意契約についてはリストを悉皆調査、四千件ばかりを行っているが、まだリストができないというのがお話でありました。

八月からもう既に二カ月たっている中でありますから、そろそろそういう資料ができてよかろうというふうに思うわけですが、この随意契約の件数、また金額について、四千件、調べがいつ終わり、いつ御報告いただけるのか、明確な御答弁をいただきたいと思っております。

○山田政府参考人 土地改良事業の随意契約についての御質問でございます。

随意契約につきましては、政府全体で公共調達 の適正化に関する関係省庁連絡会議というのがございまして、ここで一定の期限を定めて調査をして、見直しの計画をするということになっております。それで、六月の時点で、公益法人等に対する随意契約について取りまとめをしております。

残りの公益法人等以外のものについては、先ほど言いました政府全体の連絡会議の中で本年十二月までに調査をして公表するということになっておりますので、この政府全体のスケジュールの中で対応していきたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 それでは十二月にならないと出てこないという話になります。

きのうお話をいただいた話では、もっとより迅速に対応するという話をいただいておりますが、きのうのお話とは違うお答えであります。より迅速に、特に件数として極端に多い件数ではありません。今お話をしているのは、すべての公共事業と言っているわけじゃない、農業農村整備事業にかかわる部分、国の直轄事業にかかわる部分についてというふうに限定をしておるわけですから、もっとより早く出せると聞いておりますが、より早い提出はお願いできませんか。

○山田政府参考人 今申し上げましたのは、農業農村整備事業あるいは土地改良事業、国営の事業についての随意契約全体すべての調査をするということについては、先ほど言いました政府全体の日程としてことし末までにやるということでございますが、先生お話がありましたように、上位幾つかとかそういうお話でしたら、個別に調べて、またお届けすることができると思っておりますので、対応していきたいと思っております。(岡本(充)委員「それはいつごろまでに」と呼ぶ)

それは、先生の方からこの範囲でというお話があれば、それを集めて速やかにお出しするようになりたいと思っております。

○岡本(充)委員 それとあわせて、きょうは時間がありませんから、また場を改めてお問いをしたのですが、土地改良区における外部監査の必要性、これについては私がかねがねいろいろな場でお話を伺うに感じておるわけですが、帳簿を見て数字が合っているか、こういう監査だけではなく、例えば高い物品を買っていないのか、もしくは一部の業者にのみその発注が行われていないのかなどといった意味で、より無駄を省いていく必要がある。国全体で昨年度七十二億円支出をしているというふうに伺っておりますけれども、この七十二億円も貴重な国民の税金です。

こういった点の監査についても、大臣、ぜひ見直していただきたいというふうに思うわけですが、

大臣の御意見をいただきたいと思ひます。

○松岡国務大臣 今、岡本先生御指摘の点については、我々としても、そういった御指摘をいただくことがないように、しっかりと透明性を持って対処していくことが大事だと思っております。御指摘の点につきまして、どのように私ども、先生またこの委員会におこたえできるか、十分受けとめたいと思ひます。

○岡本(充)委員 まさに透明性のある政策運営を行うという大臣の所信に基づいて、ぜひ行っていただきたいと思ひます。

同じく透明性という話でいえば、今度は話はがらっとかわりますが、外食産業におけるいわゆる食品の表示のあり方、これについてはそれぞれ通達等があるという話は聞いておりますけれども、特にきょう私はお願いをしたいのは、その中でもとりわけ消費者の関心の高い牛肉、牛肉の表示、外食産業においても、どこの牛肉を使っているか、もしくは、それが生肉でなくても、加工肉であっても表示をさらに徹底していく必要があるのではないかとこのように思ひます。

今、米国産牛肉が輸入再開をされておりますけれども、消費者には食べたい人、食べたくない人が見えるわけですから、特に、ほかの農産物に比べても、この点については検討していく必要があると思ひますが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○松岡国務大臣 その点については、私も先生の思いと同じだと思っております。やはり消費者からすれば、どこのものなのかということをお納得して、そして自分で選択ができる、これが一番重要だと思っております。逆に言うと、またそれによって信頼も非常に高まっていく。

だから、お店としても、そういったことをはっきり示すことがお客さんを獲得していく一番また大きな役割を担うのではないかと、このように思ひますので、なるべく表示というものがしっかりとした徹底がされるように、最大限の努力を我々としてもしていきたいと思ひます。

○岡本(充)委員 きょうは文部科学省にも来ていただいております。

そういう意味で、学校給食において米国産牛肉を使用している事例や近々使用するという情報を把握しているのかということ、そしてまた、今大臣ともお話をさせていただいた議論も聞かれた上で、学校給食において、本来、消費者というか、この場合には児童生徒もしくは保護者に対して、学校給食において米国産牛肉を使用するに当たっては、きちっと情報伝達、事前通知をするべきではないかと考えるわけですが、そういった仕組みを考えていただけるか、それについてお答えをいただきたいと思ひます。

○遠藤副大臣 岡本委員の御質問にお答えいたします。

学校給食においてどのような食材を使用するかというのは、その実施者であります市町村教育委員会等がそれぞれ判断するものということにしております。このため、これまで全国の学校給食の食材の使用状況について文部科学省が調査をしたということはございませんでしたが、そんな関係から、学校給食での米国産牛肉の使用状況については把握していませんでした。

ただ、緊急に幾つかの県に連絡をして確認をしましたところ、ことし七月の輸入再開以降、米国産牛肉を使用した例はありません。また、これから、現在のところ使用を予定している学校もございませんでした。

今、もう一つ御質問でありました指導ということですが、先ほど言いましたように、各市町村の教育委員会が判断をするということになります。当然児童生徒にとりまして大事な部分でありますから、献立作成あるいは食品の購入に当たって保護者の意見が十分尊重されるような仕組みをつくっております。

そこで、ちょうど十一月、来月であります。全国の学校給食関係者が集まる全国学校給食研究協議大会が開催されますので、その席で、米国産牛肉を使用する場合には保護者の十分な理解

を得て適切に対応するように指導したいと思っております。

○岡本(充)委員 ぜひ、きょうは副大臣がお越しですから、もう一度改めてお願いをしておきますけれども、保護者の方が場合によっては実施者の献立委員会に入らない例も理論的にはあり得るというふうにきのう私は聞いております。

そういう意味で、現状の仕組みのままでは保護者に伝わらない例が場合によってはあり得るということですから、これはきちっと何らかの措置を講じて、保護者の方に事前にその連絡が行き、その意見が十分反映をし、食べたい児童、食べたくない児童、御家庭、あると思います、こういう御意向が、現時点ではまだそういう意味ではその意見が割れておりますから、こういうものが反映するようにしていただきたいと思うわけであります。

時間が来ましたので、米国产牛肉の問題について一点だけ厚生労働省に御指摘をしておきたいと思っております。

先般の農林水産委員会の中で、最終的に、六月七日の農林水産委員会での私の質問に対しまして、六月十五日に理事会において政府の見解として見解をいただいております未通関の肉についてであります。

これについて見解をいただきましたけれども、私が指摘をさせていただいております、一月時点では輸出プログラムが遵守されていなかったと二月の予算委員会で松田当時の大臣が発言をされました。もう既に輸出プログラムは守られていなかったということを答弁されている中で、輸出プログラムが守られていたと後から根拠をつけるということは不可能ではないかということ指摘しているわけでありまして、これについての確認がないまま一月時点での未通関の牛肉が流通することのないようお願いをして、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。